

米軍経ヶ岬通信所の設置に係る安全・安心対策連絡会（臨時）の概要

○開催日時 令和4年1月27日（木）

○場 所 書面による説明

○近畿中部防衛局からの説明

I 新型コロナ感染者への対応状況

II 米軍における感染拡大防止の取組み（1月26日現在）

- （1）米軍施設・区域外における行動を必要不可欠な活動のみに制限
- （2）マスク着用の義務化など健康保護態勢の強化
- （3）夜間の外出禁止
- （4）出入国における水際措置
- （5）経ヶ岬通信所における取組み

III 近畿中部防衛局の取組み

○在日米陸軍司令部からの説明

- ・ 今般の新型コロナ感染症の発生を深刻に受け止めており、更なる感染拡大を予防するため、日本の保健当局との間で必要な情報共有を行うとともに、日本の保健所や医療機関の協力・支援を得ながら、在日米陸軍としても可能な限りの対応をしている。
- ・ 現在、在日米軍全体で健康保護態勢（HPCON）がB（ブラボー）のレベルにあり、不必要な人との接触や、旅行を避ける等、感染拡大防止のための取組が強化されている。
- ・ 在日米陸軍としても、在日米陸軍の人員と地域コミュニティの皆様を保護するため、1月10日から31日まで、すべての在日米陸軍の関係人員は、米軍施設外での活動を必要不可欠なもののみとするよう制限しているほか、ワクチン接種の有無に関わらず全ての人員に対して、米軍施設内外でのマスク着用を義務付けている。
- ・ 皆様のご理解とご協力に感謝申し上げます。引き続き皆様と共に新型コロナウイルスと戦い、我々全体の安全を最重要事項として取り組んでいく。

○出席者の意見等の概要

【質問・意見要旨】

- ・ 経ヶ岬通信所に勤務する米軍関係者のこれ以上の感染拡大を防止するために、以下について、防衛局の責任において、米軍に対し厳しく指導すること
 - ① 保健所と米軍が緊密に協力した上で、通信所内や居住地等における感染防止対策について、改めて徹底・強化すること
 - ② 万が一、米軍関係者の新たな陽性が判明した場合には、保健所の実施する感染経路や濃厚接触者等を特定するための調査等に対し、積極的に協力すること
 - ③ 米軍関係者の入国時における水際対策を徹底するとともに、米軍内の感染拡大が収束するまでの間、公務を含め他の米軍基地との移動を必要最小限に制限すること（京都府）

【回答要旨】

- まず当局からは、米軍関係者に対する検査・医療の提供および感染拡大防止のための取組みについて、京都府の丹後保健所の職員をはじめ、地元の保健医療関係者の方々のご支援・ご協力に改めて感謝申し上げます。

その上で、米側に対しては、今後、万が一、米軍関係者の新たな陽性が判明した場合には、引き続き、陽性者の行動履歴等、感染拡大防止のために京都府の保健所が必要とする情報を迅速かつ適切に提供するとともに、感染拡大防止のために保健所が助言・指導する措置について積極的に協力し、連携して万全の対策を講じるよう求めていく。

また、在日米軍においては、米軍関係者の入国に際して、①出国72時間前の検査、②入国後24時間以内の検査、③入国後14日間（※）の行動制限措置を徹底し、入国後5日目以降の検査により陰性を確認した上で行動制限を解除するという措置を取っており、通信所の米軍関係者についても、全員、これらの措置を取った上で来丹しているものと承知しているが、引き続き、こうした水際措置が徹底されるよう米側に求めていく。

他の米軍基地間との移動については、必要不可欠な公務のための移動は禁止されていないと承知しているが、改めて当局から、他の米軍基地を含め、感染が拡大している地域との往来については特に慎重に検討し、やむを得ない場合でも感染防止策を徹底するよう申し入れており、米軍においてもこれを深刻に受け止め、十分な注意がなされているものと理解している。 （近畿中部防衛局）

※ 令和4年2月4日以降は7日間。

【質問・意見要旨】

- 令和4年1月5日付けの近畿中部防衛局長への米軍経ヶ岬通信所における新型コロナ対策の徹底についての緊急要請の各項目の執行状況等（自宅隔離、入院勧告解除後の状況含む）を問う。

（要請の各項目）

- 日本側と同等・同様の万全な感染防止対策の徹底と京都府保健当局との情報共有、厳密な連携による新型コロナの対策の万全な徹底を、引き続き、迅速かつ十分に実施いただきたい。
- 他の米軍基地との間の感染拡大に係る厳密な防止措置・対策を含め、本市をはじめ周辺の日本側地域への感染拡大防止の徹底のための必要な措置について、引き続き、防衛省の責任において米軍に要請、万全に実現を図っていただきたい。 （京丹後市）

【回答要旨】

- 1月5日以降、新型コロナウイルスの陽性が確認された米軍関係者については、米軍から京都府の丹後保健所に対して、行動履歴等を含め、感染拡大防止に必要な情報が適時適切に提供されており、丹後保健所と米軍が連携して、日本側と同等・同様の万全な感染拡大防止対策を徹底しているところと承知している。

また、陽性者については、それぞれの自宅において、米軍が責任をもって、チームを編成して直接会わない方法で食事を提供する等により厳格な隔離措置を講じており、丹後保健所において健康観察が実施されていると承知している。

さらに、経ヶ岬通信所を含む在日米軍においては、陽性者に限らず、全ての米軍関係者に対して、

1月10日から31日までの間、米軍施設・区域外における行動を必要不可欠な活動のみに制限し、不要不急の外出の禁止、夜間の外出禁止等の感染防止策を徹底したほか、1月31日以降も、施設・区域内外におけるマスク着用義務の継続を徹底し、各施設・区域の周辺自治体が講じている措置に沿った対策をとることとしていると承知している。

当局としては、今後も、地域住民の方々の安全・安心を確保するため、米軍に対して感染防止策の履行徹底を求め続けていく。(近畿中部防衛局)

【質問要旨】

- ・ 陽性者の隔離や濃厚接触者の外出自粛、陽性者の住居や経ヶ岬通信所内の消毒などの措置について、米軍は適切に対応しているのか。(京都府)

【回答要旨】

- ・ 陽性者については、それぞれの自宅において、米軍が責任をもって、チームを編成して直接会わない方法で食事を提供する等により厳格な隔離措置を講じており、また、濃厚接触者についても、自宅において米軍の責任により健康観察や外出自粛などの措置が講じられていると承知している。自宅や通信所内の消毒措置についても、米軍が責任を持って実施したものと承知している。(近畿中部防衛局)

【質問要旨】

- ・ 陽性者は新たに入国した者ではないとあるが、日本国内の他の米軍基地との往来が原因ではないとの理解でよいか。(京丹後市)
- ・ 経ヶ岬通信所の米軍関係者における他の米軍基地間との移動状況や出入国の状況について把握しているのか。(京都府)

【回答要旨】

- ・ 個別具体的な感染経路等、保健所による調査の結果については明らかにできないものと承知しているが、当局から、米側に対しては、他の米軍基地を含め、感染拡大が生じている地域との往来については特に慎重に検討し、やむを得ない場合でも感染防止策を徹底するよう申し入れており、米軍においてもこれを深刻に受け止め、十分な注意がなされているものと理解している。
- ・ 通信所の米軍関係者の他の米軍基地間との移動状況や出入国の状況については、米軍の運用に関わる事項であるため承知していないが、在日米軍においては、米軍関係者の入国に際して、①出国72時間前の検査、②入国後24時間以内の検査、③入国後14日間(※)の行動制限措置を徹底し、入国後5日目以降の検査により陰性を確認した上で行動制限を解除するという措置を取っており、通信所の米軍関係者についても、全員、これらの措置を取った上で来丹しているものと承知している。(近畿中部防衛局)

※ 令和4年2月4日以降は7日間。

【質問・意見要旨】

- ・ 米軍関係者全員の検査が行われたのか。 (地域住民代表)
- ・ 丹後保健所で検査された者以外の米軍関係者も、近隣住民の安全安心の確保のために米側で自主的な検査をしていただけないか。 (京丹後市)

【回答要旨】

- ・ 今般、確認された陽性者については、京都府の丹後保健所が、米軍の協力の下、行動履歴の確認を含む積極的疫学調査を行い、勤務や居住の実態等も踏まえて、濃厚接触の可能性のある者全てに必要な検査を実施していると承知している。
それに加えて、米軍は、自主的な取組として、保健所による検査対象となっていない米軍関係者についても任意で検査を実施し、陰性を確認したと聞いている。 (近畿中部防衛局)

【質問要旨】

- ・ 米軍関係者の検査などの措置を全て地元自治体が負担している例は他にあるのか。米軍のことは米軍が責任を持って対応すべきとの意見もあるが、防衛省の認識についてはどうか。 (京都府)

【回答要旨】

- ・ 他基地の米軍関係者に対する医療や検査等の状況について当局は承知していない。その上で、経ヶ岬通信所について申し上げれば、施設内にはもちろん、近傍にも米軍の医療機関がなく、公衆衛生の確保に当たって、地元の保健衛生当局や医療機関の支援・協力が不可欠と考えている。
当局としては、京都府の丹後保健所の職員をはじめ、地元の保健医療関係者の方々のご支援・ご協力に改めて感謝申し上げるとともに、米側に対しては、米軍関係者の医療・検査によって地元医療が逼迫することが絶対にないよう、陽性者数が増加した場合や対応が長期化する場合等においては、米軍として責任ある対応を取るよう求めていく所存である。 (近畿中部防衛局)

【質問要旨】

- ・ 日米地位協定について十分に理解できていない中、テレビの報道では沖縄や岩国など他の米軍基地の話題によく触れるが、経ヶ岬の米軍関係者も検査を受けずに日本に入国しているのか。 (地域住民代表)

【回答要旨】

- ・ 米側からは、陽性者は新たに入国した者ではないと聞いている。
また、通信所の米軍関係者は全員、入国に際して検査を実施済みであり、一定期間の隔離後に来丹していると承知しており、引き続き、在日米軍においては、米軍関係者の日本への入国に際してコロナ感染が持ち込まれることのないよう徹底して取組んでいるところと承知している。 (近畿中部防衛局)

【質問要旨】

- ・ 経ヶ岬通信所の米軍関係者が、京丹後市内の病院を受診した際に、病院職員の指示に従わない事例があったと聞いているが、防衛省の認識及び対応についてはどうか。(京都府)

【回答要旨】

- ・ 当局としても米側に対し、コロナの感染拡大防止の観点から、病院のルールに従うことは必要であり、米軍関係者のルール違反があった場合には、米軍内で厳しく対処し注意を徹底するよう強く申し入れたところである。(近畿中部防衛局)

【質問要旨】

- ・ 臨時説明会で説明された経ヶ岬通信所における行動制限等については、1月31日で措置が終了する旨、在日米軍から発表されたが、2月1日以降の行動制限等について、御教示願いたい。(京都府)

【回答要旨】

- ・ 在日米軍においては、1月10日以降続けてきた外出制限等の措置が終了する1月31日以降も、
 - ・ 米軍施設・区域内外において、マスク着用義務を継続して徹底すること
 - ・ 米軍施設・区域外において米軍関係者は、引き続き、各施設・区域の周辺自治体が講じている措置に従うこと
 - ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大を抑えるために日本政府と緊密に連携しながら、各施設・区域の周辺自治体が講じている措置に沿った対策をとることとする旨を発表したところと承知している。
具体的には、1月31日以降、経ヶ岬通信所においては、
 - ・ 外出時のみでなく米軍施設区域内でもマスク着用を徹底
 - ・ 夜間における施設・区域外レストランでの店内飲食、バーやナイトクラブの利用を禁止
 - ・ 通信所からの移動距離制限により、東京や大阪、沖縄等への移動は原則として禁止しているところであり、その他にも、京都府のまん延防止措置の内容を踏まえて、混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動の自粛や不要不急の都道府県間の移動は極力控えること、手洗い・消毒、ソーシャルディスタンス確保の徹底、出勤者を必要最低限とするための交替制勤務などの感染防止策を徹底しているところと承知している。(近畿中部防衛局)

【意見要旨】

- ・ 連絡会説明資料には、経ヶ岬通信所の米軍関係者は入国時の検査を受けている点や、新規入国者ではない点など、市民にとって関心が高い情報が記載されていたので、大変参考になった。当方が所属する団体の中で資料を共有したいと考える。(地域住民代表)

【回答要旨】

- ・ 説明内容が、広く周知されることは大変ありがたい。引き続き、地元の安全・安心に資する情報を提供していく所存である。(近畿中部防衛局)

以上

米軍経ヶ岬通信所の設置に係る安全・安心対策連絡会(臨時)説明事項

I 新型コロナ感染者への対応状況

- ・ 1月5日以降、京都府の丹後保健所による検査又は医療機関からの届出で、陽性であることが確認された米軍関係者については、京都府の丹後保健所が、米軍の協力の下、疫学調査に必要な行動履歴等の情報を把握し、濃厚接触者の把握など積極的疫学調査を実施。
- ・ 丹後保健所は、陽性者の行動履歴に加え、勤務や居住の実態等も踏まえて、濃厚接触の可能性のある者全てに必要な検査を実施。
- ・ 通信所に勤務する日本人従業員を含め、京丹後市民の中に濃厚接触の可能性のある者は確認されず。
- ・ 通信所の米軍関係者は全員、入国に際して検査を実施済みであり、一定期間の隔離後に来丹している。
- ・ 陽性者は、新たに入国した者ではない。

II 米軍における感染拡大防止の取組み(1月26日現在)

(1) 米軍施設・区域外における行動を必要不可欠な活動のみに制限

- ・ 経ヶ岬通信所を含む在日米陸軍においては、1月10日から24日朝までの14日間、米軍施設・区域外における米軍関係者の行動を必要不可欠な活動(※)のみに制限し、施設・区域外のレストランでの店内飲食やスポーツジムの使用、お祭りなどの地域イベントへの参加、休暇による国内旅行等、不要不急の外出を禁止。

※ 公務のための住居と通信所間の移動、食料品の調達や通院、屋外での運動(ランニング等)等

- ・ 在日米軍は1月21日、当該措置を1週間延長し、31日朝までとする旨発表。

(2) マスク着用の義務化など健康保護態勢の強化

- ・ すべての米軍関係者に対して、米軍施設・区域内外におけるマスク着用を義務付ける(※)とともに、大規模な集会の禁止等によるソーシャルディスタンスの確保を徹底。

※ 野外で運動をする場合や警備上の目的のためマスクを下げる場合等は除く。

(3) 夜間の外出禁止

- ・ すべての米軍人に対して、1月10日から24日朝6時までの14日間、夜間の外出を禁止。
 - ※ 米軍人以外の米軍関係者に対しても、同措置を尊重することを奨励。
- ・ 在日米軍は1月21日、当該措置を1週間延長し、31日朝までとする旨発表。

(4) 出入国における水際措置

- ・ 在日米軍においては、米軍関係者の日本への入国に際して、以下のとおり計3段階の検査を実施して陰性を確認することとしており、コロナ感染の持ち込みを徹底して抑止すべく取組み。
 - ① 日本に向けて出国する全ての在日米軍関係者を対象に、出国72時間前の検査（第1段階の検査）を実施。
 - ② 日本に入国する全ての在日米軍関係者を対象に、入国後24時間以内の検査（第2段階の検査）を実施。
 - ③ 入国後14日間の行動制限措置を徹底し、入国後5日目以降の検査（第3段階の検査）により陰性を確認した上で行動制限を解除。

(5) 経ヶ岬通信所における取組み

- ・ 米陸軍経ヶ岬通信所においても引き続き透明性を確保、在日米軍及び在日米陸軍の指針に基づき防衛局への情報提供を継続。
- ・ また、地域の安心・安全につながるよう、任意で米軍関係者につき追加で検査を受診し、陰性を確認。
- ・ 今後も市民や自治体へ影響がないよう、また地域の安心・安全確保のため、引き続き保健所及び関係諸機関と協力。

Ⅲ 近畿中部防衛局の取組み

- ・ 京都府知事及び京丹後市長からの要請を踏まえ、当局は、1月6日、企画部長から経ヶ岬通信所司令官に対し、
 - ① 陽性者の行動履歴等、感染拡大防止のために京都府の保健所が必要とする情報については、迅速かつ適切に京都府の保健所に対して提供すること
 - ② 感染拡大防止のために京都府の保健所が助言・指導する措置について積極的に協力し、連携して万全の対策を講じること
 - ③ 経ヶ岬通信所における感染防止対策をより厳格に強化し徹底することを申し入れ。

- ・ 今後も、米軍に対して感染防止対策の履行徹底を求め続けるとともに、地域住民の方々の不安を可能な限り解消するため、得られた情報については、関係自治体及び地元区長等に対して、迅速かつ丁寧に情報提供を継続。

以 上